

# 税の申告 はじまります

●税務課(内線122)

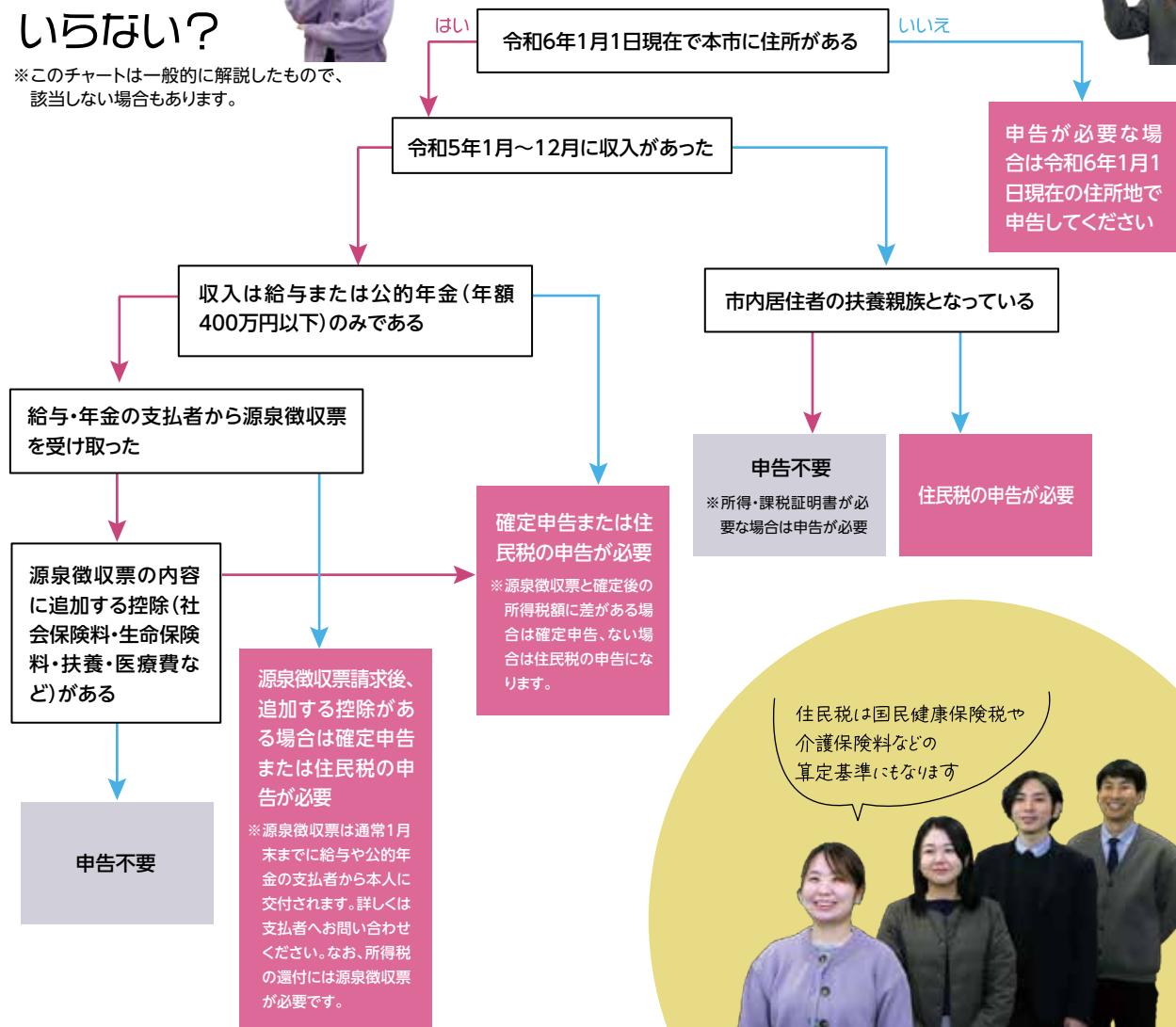
申告期限  
**3/15**  
金

あなたは申告が  
いる？  
いらない？

※このチャートは一般的に解説したもので、  
該当しない場合もあります。



＼スタート！／



# 令和6年度市・県民税（住民税）の申告

## 令和5年分所得税の確定申告

Q そもそも申告とは？

A 一年間の所得に対してかかる税額を決める手続きです

収入から経費などを差し引いて残った額を所得といいます。

申告は、この所得に対してかかる所得税や市・県民税の額を決めるための手続きです。

	納付先	基準となる所得	いつの分	
所得税	国	令和5年1～12月の	令和5年分	所得税はその年の所得に対して納める
市・県民税	市・県 (地方自治体)	所得	令和6年度分	市・県民税は前年の所得に対して納める

Q 確定申告をしたけど、市・県民税の申告も必要？

A 確定申告は市・県民税の申告を兼ねています

確定申告を行えば、市・県民税の申告を別途行う必要はありません。

Q 勤め先の会社で年末調整をした場合は申告不要？

A 副業で一定の収入がある人や控除を追加したい人は申告が必要です

医療費控除や初年の住宅ローン控除など、確定申告でしか申告できない控除を利用する場合は確定申告が必要です。



### 申告に必要なもの

#### 令和5年1月1日～12月31日の収入を証明する書類

給与・公的年金等の源泉徴収票、支払明細書、支払調書など

営業・農業・不動産などの所得がある人 収支内訳書

#### 各種控除を受けるための証明書・領収書など

社会保険料・生命保険料・地震保険料控除など 支払額がわかる証明書

医療費控除 医療費控除の明細書

※明細書には、医療を受けた人ごと、医療機関・薬局ごとに支払った額を集計し記載してください(健康保険組合等が発行する医療費通知書の添付も可)。

配偶者特別控除 配偶者の収入がわかる書類

#### マイナンバーおよび本人確認書類(a・bいずれか)

a マイナンバーカード

b マイナンバーを確認できるもの + 本人確認書類

[通知カードなど]

[運転免許証・健康保険証・身体障害者手帳・パスポート・在留カードなど]

#### 税務署から送付されたはがき(ある場合のみ)

#### 各種控除に必要な書類

##### ▶社会保険料控除

国民年金保険料(次のいずれか)

控除証明書、領収証書

※紛失した人は再発行できます。

●諫早年金事務所 ☎25・1662

##### 国民健康保険税

後期高齢者医療保険料(年金天引き以外の人) /

介護保険料(65歳以上で年金天引き以外の人)

納付書払いの人:領収証書

口座振替の人:納付証明の通知(1月に送付)

※紛失した人は納付証明書を発行します。

【国民健康保険税】税務課(内線125)

【後期高齢者医療保険料】国保けんこう課(内線110)

【介護保険料】長寿介護課 ☎20・7301

##### ▶要介護認定を受けている人の障害者控除

障害者控除対象者認定書

※一定の要件があります。詳しくはお問い合わせください。

※身体障がいなどの要件で、すでに障害者控除を受けている場合、申請は必要ありません。

●長寿介護課 ☎20・7301

## 申告方法

### ・市の申告会場で申告

※混雑を避けるため、1日あたりの受付人数を210人(1時間あたり35人)に制限します。

【時間】9時～12時 / 13時～16時

<b>松原</b> <b>1/29</b> 月 松原出張所	<b>福重</b> <b>1/30</b> 火 福重出張所	<b>竹松</b> <b>1/31-2/2</b> 水 金 竹松出張所	<b>萱瀬</b> <b>2/5</b> 月 萱瀬出張所	<b>西大村</b> <b>2/6-9</b> 火 金 中地区公民館	<b>三浦</b> <b>2/13</b> 火 三浦出張所	<b>鈴田</b> <b>2/14</b> 水 鈴田出張所	<b>大村</b> <b>2/16-3/15</b> 金 金 市役所大会議室 ※平日のみ
-------------------------------------	-------------------------------------	--	------------------------------------	---	-------------------------------------	-------------------------------------	--

#### 会場への入場には**申告受付番号札**が必要です

配布開始時間 8時30分～  
 配布場所 各会場玄関前  
 ※混雑状況により、早く配布を開始することがあります。  
 ※配布は1人につき1枚。配布枚数が上限に達し次第、終了します。

#### 次の申告は**諫早税務署**で申告してください

- ▶青色申告 ▶譲渡所得(土地・建物等、株式)
- ▶住宅関係の控除で内容が複雑なもの…住宅の増改築やリフォームを行った人、中古住宅を取得した人、ローンの連帯債務や借り換えを行った人、ローンを組まずに住宅を取得した人など
- ▶雑損控除 ▶損失の繰越 ▶贈与税・消費税の申告

医療費控除の明細書や収支内訳書は  
 あらかじめ作成した上で  
 申告会場へ持参してください。



### ・諫早税務署で確定申告 【受付】2月16日(金)～3月15日(金)、9時～16時※平日のみ

#### 会場への入場には**入場整理券**が必要です

▶会場で入手  
 【配布開始時間】8時30分～  
 ※早めに配布を終了し、後日の来場をお願いする場合があります。

#### ▶LINEで事前発行

- ①LINEで「国税庁公式アカウント」を友だち追加
- ②トーク画面→メニュー→「相談を申し込む」をタップ
- ③税務署と来場希望日時を選択して申し込み  
 (来場希望日の10日～2日前まで申し込みます)



▲国税庁公式LINE

※市・県民税のみ申告が必要な場合は、市の申告会場で申告してください。

※期間中は周辺道路が大変混雑しますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。

●諫早税務署 ☎22・1370

#### ＼閉庁日の確定申告相談・受付／

次の日程で長崎税務署が相談・受付を行います。

日時 2月25日(日)、9時～16時

場所 長崎新聞文化ホールアストピア2階(長崎市)

### ・郵送で申告

申告書と添付書類を同封し、下記へ送付してください。  
 ※添付書類に不備がある場合は、申告書に額の記載があっても反映できません。  
 ※申告書は税務課、各出張所、市ホームページ(市・県民税申告書のみ掲載)などで入手できます。

#### 確定申告

〒850-8617  
 長崎市松が枝町6-26長崎税務署内  
 福岡国税局業務センター長崎分室

#### 市・県民税のみ

〒856-8686(住所不要)  
 税務課市民税グループ  
 ※添付書類の返送を希望する場合は、切手貼付の上返信用封筒を同封してください(返送には2～3週間かかります)。

### ・インターネットで確定申告

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を利用して、スマートフォンやパソコンで簡単に申告書の作成・提出ができます。詳しくは、ホームページをご確認ください。



▲国税庁HP

申告はお早めに!

